

Web **労働おおいた**  
 Roudou ITA

2016/1

第 41 号 (通巻第 735 号)  
 制作・発行  
 大分県商工労働部労政福祉課

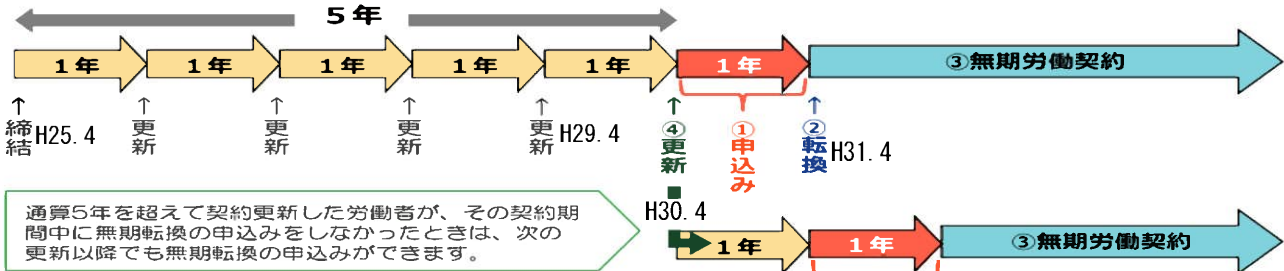
# 無期労働契約への転換ルールを知っていますか

有期労働契約の反復更新における雇い止めに対する不安を解消し、安心して働き続けることができるようになるため、平成24年8月、労働契約法が改正され、有期労働契約の適正な利用のためのルールが整備されました。

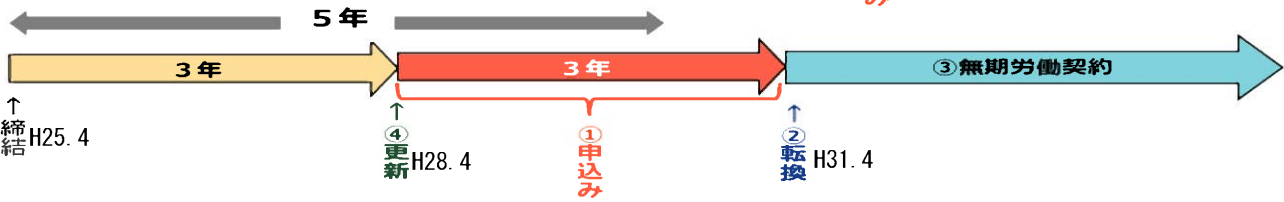
新しいルールの一つに「無期転換ルール」があります。これは、同一の利用者との間で、有期労働契約が反復更新されて、通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

※有期労働契約…1年契約、6か月契約など契約期間の定めのある労働契約のことをいいます。有期労働契約であれば、パート、アルバイト、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず対象となります。※通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は通算期間に含めません。

### 【契約期間が1年の場合の例】



### 【契約期間が3年の場合の例】



転換…無期転換の申込みをすると、使用者が申込みを承諾したものを見なされ、無期労働契約がその時点で成立します。無期に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からです。

事業主の皆様は、円滑な無期転換のため、有期労働者の活用方針を明確化し、無期転換ルールへの対応の方向性を検討しておきましょう。厚生労働省ホームページに参考となる具体的な取り組み事例を掲載しています。

円滑な無期転換 [検索](#) ←

## 目次

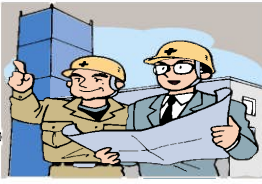
●無期労働契約への転換ルールを知っていますか……P1	●医療スタッフがいきいき働く職場をめざそう……P3
●必ずチェック！最低賃金……P2	●労務管理アドバイス……P4
●平成27年永年勤続功労者顕彰式……P2	●主要労働経済指標……P5
●4月から争議行為予告の公表方法を県庁ホームページ掲載へ変更します……P2	●平成27年労働組合基礎調査……P6
●「解雇・雇い止め・退職勧奨・内定取消」集中労働相談会……P3	●労委だより……P6
	●県内の動き……P7
	●各種お知らせ……P8

# 必ずチェック！最低賃金

**大分県最低賃金(地域別)**

【効力発生日 平成27年10月17日】

**694円** **1時間**



地域別最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。また、特定(産業別)最低賃金は、特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。(18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後6ヶ月未満の技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などは大分県最低賃金の適用を受けず。詳しくは大分労働局労働基準部賃金室(TEL097-536-3215)または、お近くの労働基準監督署へお尋ねください。

**大分県特定(産業別)最低賃金** **1時間**

【効力発生日 平成27年12月25日】

鉄鋼業	<b>836円</b>
非鉄金属製造業	<b>825円</b>
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>749円</b>
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	<b>798円</b>
各種商品小売業	<b>714円</b>
自動車(新車)小売業	<b>762円</b>

# 平成27年度 永年勤続功労者顕彰式

11月17日(火)、平成27年度大分県永年勤続功労者顕彰式を大分県庁で行いました。この顕彰は30年の永きにわたって職務に精励し、勤務成績が優良で他の模範となる方を県知事が顕彰するもので、本年度は26名の方が受賞されました。顕彰式では受賞者を代表して、有限会社富来自動車の石井元さんが「心より光栄に存じます。今日の感激を忘れることなく、より一層精励します。」とあいさつしました。

今回受賞された皆さんは、次のとおりです。【順不同、敬称略】▼石井元：(有)富来自動車▼小名川道子：杉乃井ホテル&リゾート(株)▼土井吉利：(資)海地獄▼佐藤安彦：(有)富来自動車▼三好明：別府市管工事(協組)▼重吉久祝：(有)富来自動車▼倉原康徳：鬼塚電気工事(株)▼堀江彰仁：(株)ユーエイ▼山本章治：(株)ユーエイ▼牧末三：河野電気(株)▼小野久子：協栄工業(株)▼横山恵美子：(有)ダイワ空調サービス▼高橋忠勝：(有)柳井木工▼志賀範文：川合電気工事

(株)▼甲斐崎有子：(有)但馬屋老舗▼湯朝哲彦：大交タクシー(有)▼原田雅治：(株)川浪組▼後藤秀美：河津建設(株)▼新家逸義：(有)松下モータース▼河野良一：(株)末宗組▼野上時男：(有)早瀬自動車工場▼藤田鋼治：(株)メタリックスジャパン▼加来アツ子：(株)スーパー細川▼村井ミチ子：(有)セイユウ▼藤田美代子：(株)西野物産▼小原康宏：(株)スーパー細川



永年勤続功労者顕彰受賞者の皆さん

# 4月から争議行為予告の公表方法を県庁ホームページ掲載へ変更します

労働関係調整法第37条の公益事業に関する争議行為予告について、県(労政福祉課)では県報に掲載することにより公表してきました。厚生労働省の公表等の運用通知が平成27年12月18日改正され、都道府県公式ウェブサイトへの掲載等、公表方法の柔軟な変更が可能となりました。

インターネットの普及とともに事件の迅速な公表が図られることから4月1日以降に通知のあった事件から大分県庁ホームページに公表文を掲載する方法に変更します。なお、争議行為の当事者(労働組合及び当事者)が行う予告通知義務に関する法令の運用は変更

ありません。  
公益事業  
一 運輸事業  
二 郵便、信書便又は電気通信の事業  
三 水道、電気又はガスの供給の事業  
四 医療又は公衆衛生の事業

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)(抄)  
第37条 公益事業に関する事件につき関係当事者が争議行為をするには、その争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

## 「解雇・雇い止め・退職勧奨・内定取消」集中労働相談会

近年は、職場内の人間関係に絡む相談が多く、関係が悪化して、解雇や退職に追い込まれるケースも見受けられます。安心して働き続けるためには、早めに解決することが大事です。

**相談日時：** 3月15日(火) 8時30分～19時00分  
3月16日(水) 8時30分～19時00分  
3月17日(木) 8時30分～19時00分

**相談場所：** 県庁舎本館 7階 労政福祉課 (大分市大手町3-1-1)

**相談方法：** 来所相談または電話相談 <秘密厳守><相談無料><予約不要>  
電話相談の場合



固定電話からなら (フリーダイヤル) ☎0120-601-540

携帯電話・公衆電話などからは ☎097-532-3040

**問合せ先：** 大分県労政・相談情報センター (労政福祉課内)  
☎097-532-3040

### <相談事例>

- 退職したいと申し出たら、人手が足りないので我慢しろと言われた。就業規則は見ただけもない。
- 農作業の手伝いで2か月間働いたが、約束していた日給額は払えないと言われた。
- 採用内定した会社に、インターンシップと称して毎日フルタイムで働かされている。
- 託児所で保育士として働いているが、利用者数が安定しないためか、辞めてほしいとの噂を聞くようになって、面接すると言われた。
- 同僚から嫌がらせを受けており、精神的・肉体的にきつくなっているため、退職を考えている。
- 上司から辞めろと言われたのに、退職届を出すように言われた。
- 労災で長期間休んだ後職場復帰したが、賃金を下げる、嫌なら辞めろと言われた。



## 医療スタッフがいきいき働く職場をめざそう

県労政・相談情報センターには業種別で「医療・福祉」に関わる方からの働き方・休み方・ハラスメント等の相談が最も多く寄せられています。

医療従事者の離職防止及び定着促進を図るため、勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートする「大分県医療勤務改善支援センター」が開設されています。支援センターでは、専門スタッフ(医業経営アドバイザー、医療労務管理アドバイザー)を配置し、経営面や労務管理についての相談に応じます。また、ニーズに応じて医療機関を訪問し、勤務環境改善計画など、計画的な執務環境改善計画など、計画的な執務環境の改善を支援します。

【設置場所】 一般社団法人大分県医師会内

【相談受付】 9時～17時(土日祝日・年末年始を除く)

【電話番号】 097-532-7010

【FAX番号】 097-537-4764





【執筆】  
社会保険労務士  
福田数裕氏  
社会保険労務士事務所  
福田K&M  
大分市青葉台2-8-13

この1月から雇用保険の届出等にマイナンバーの記載が必要になり、本格的にマイナンバー制度がスタートしました。今後は、個人情報の漏洩やトラブル等の発生といった不安感もうかがえるところですが、あわてることなく、着実な対応をお願いしたいと思います。

昨年後半は、マイナンバーへ制度の対応等で一騒動といった感がありましたが、その一方で、「改正労働者派遣法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」、「労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律（同一労働同一賃金法）」といった、私どもにとっては、より身近で重要な労働法案が相次いで成立していることにも着目する必要があるのではないかと考えます。

そして、女性活躍推進法と若者雇用促進法が同時に成立しているということについては、これからの日本の経済成長を展望するうえで、将来の労働力の確保ということが重要かつ喫緊の課題といわれている中で、今後の雇用制度改革を進めるにあたり、女性と若者、それに高齢者を加え、これら「潜在的労働力」の活用を図ることが、国において最も重要な課題として示されているものと考えています。

両法に関しては、厚生労働省のホームページには詳細に紹介されているにもかかわらず、書籍等であまり取り上げられていないので十分に周知されているとはいえませんが、事業主等に義務づけられ、早急な対応を必要とする事項もありますので、簡単にその概要について紹介したいと思います。

#### 1 女性活躍推進法について

我が国においては、女性が「働くこと」に関して、①女性の就業率は上昇しているが、就業希望者は約300万人に上ること、②第一子出産を機に約6割の女性が離職するなど、出産・育児を理由に離職する女性は依然として多いこと、③女性雇用者における非正規雇用者の割合は6割近いこと、④管理的職業にある女性は11.3%と国際的に見ても低いなど、その意欲や能力が十分に発揮できていな

## 労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

### 「女性の活躍」と「若者の雇用」について

い現状にあります。

今後、急速な少子高齢化に伴って労働力不足が懸念される中で、国民ニーズの多様化など社会経済情勢の変化に対応して、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、一般事業主それぞれの責務を定め、女性労働者の活躍の推進に関する取組を実施するよう努めることとしています。そして、

(1) 一般事業主が行うべきこととして、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主については、

ア 自社の女性の活躍に関する状況

(①女性採用比率、②勤続年数男女比率、③労働時間の状況、④女性管理職比率)の把握、課題分析

イ 状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内通知、公表

ウ 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出

エ 女性の活躍に関する状況の情報の公表

が義務づけられており、法律の施行日（平成28年4月1日）までにこれらの実施しなければなりません。

なお、300人以下の事業主は努力義務とされていますが、企業規模にかかわらず、個々の課題に応じて積極的に取組むことが望ましいとしています。

また、厚生労働省のホームページには、行動計画策定のためのマニュアルや支援ツール等が示されています。これを利用して行動計画を策定していただくことをお勧めします。

(2) 行動計画の策定、届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組状況が優良な企業について、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができ、認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができるようになりますので、女性活躍推進事業主であることをアピールすることができ、さらに、女性の活躍推進に取り組む事業主に対して、女性活躍加速化助成金が新設されています。

#### 2 若者雇用促進法について

青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に行えるよう、勤労青少年福祉法、職業安定法、職業能

力開発促進法などの一部が改正され、若者雇用促進法（勤労青少年福祉法を名称変更）などが平成27年10月1日から順次施行されています。そして、

(1) 国、地方公共団体、事業主等の関係者の責務を明確にし、相互連携を図るとともに、適切な職業選択の支援と円滑な就職実現などに向けた取組の促進として、①事業主による職場情報の提供を義務化し、応募者等からの求めがあった場合に、⑦募集・採用に関する状況、⑧労働時間などに関する状況、⑨職業能力の開発・向上に関する状況について、1つ以上の情報提供が義務づけられています。また、②労働法令違反の事業主（いわゆるブラック企業）に対するハローワークの新卒者向け求人への不受理、③優良な中小企業の認定制度の創設など、職場情報の積極的な提供やマッチング機能の強化が図られています。

さらに、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定し、認定した企業に対して情報発信を後押しするなどにより、企業の求める人材の円滑な採用を支援し、企業のイメージアップや優秀な人材の確保に資するとともに、①キャリアアップ助成金、②キャリア形成助成金、③トライアル雇用奨励金など、若者の採用・育成を支援する関係助成金について加算措置が行われます。

(2) 職業能力の開発・向上及び自立の支援としては、国が地方公共団体と連携し、青少年に対し、ジョブカード（職務経歴等記録書）の普及・促進や職業訓練等の措置を講ずるほか、キャリアコンサルタントの登録制の導入、対人サービス分野などを対象にした技能検定制度の整備が行われています。

詳細については、関係パンフレット等を参照していただきたいと思います。将来の労働力の確保のためには、何といても現在活用されていない若者、女性、高齢者といった、潜在的な労働力をいかに掘り起こしていくかということが課題となっています。そのうえで、生活の基盤である雇用の安定性（正規雇用化）とライフスタイルにあった労働供給が可能な流動性のバランスを図ることが重要ではないかと考えます。

ぜひ、積極的に取組んでいただくようお願いいたします。

主 要 労 働 経 済 指 標

項目 年月	賃 金 の 動 き						労 働 時 間 の 動 き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間 (時間)		所定内労働時間 (時間)		所定外労働時間 (時間)	
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県
23年平均	362,223	303,257	291,784	250,496	70,440	52,762	149.0	157.3	137.1	144.0	11.9	13.3
24年平均	356,578	305,326	289,796	253,928	66,781	51,396	150.7	155.6	138.5	145.0	12.2	10.7
25年平均	357,977	300,724	289,150	252,865	68,827	47,859	149.3	153.8	136.9	143.6	12.4	10.2
26年 9月	298,197	255,463	291,686	254,947	6,511	516	148.2	154.9	135.8	144.0	12.4	10.9
10月	299,584	257,338	292,851	255,432	6,733	1,906	153.7	158.4	140.9	147.9	12.8	10.5
11月	312,692	274,926	292,376	255,853	20,316	19,073	149.1	154.3	136.1	143.4	13.0	10.9
12月	669,187	577,382	292,901	258,100	376,286	319,282	147.9	153.2	134.5	141.9	13.4	11.3
27年 1月	296,696	266,085	286,003	256,050	10,693	10,035	141.4	151.9	128.7	139.3	12.7	12.6
2月	288,596	257,365	285,561	256,091	3,035	1,274	145.4	151.0	132.6	138.5	12.8	12.5
3月	307,364	265,490	288,223	259,064	19,141	6,426	150.4	160.2	137.1	147.3	13.3	12.9
4月	304,981	262,211	292,538	257,928	12,443	4,283	155.8	161.0	142.4	147.7	13.4	13.3
5月	300,799	257,533	286,844	254,221	13,955	3,312	143.0	150.3	130.5	138.4	12.5	11.9
6月	516,839	455,662	290,100	257,001	226,739	198,661	153.4	160.1	140.8	148.2	12.6	11.9
7月	421,387	356,667	289,412	256,773	131,975	99,894	155.5	162.9	142.8	151.1	12.7	11.8
8月	298,598	267,744	287,214	254,709	11,384	13,035	145.4	151.5	133.2	139.9	12.2	11.6
9月	294,592	259,612	288,085	257,347	6,507	2,265	147.0	153.5	134.3	141.3	12.7	12.2
10月	297,816	268,197	289,773	258,745	8,043	9,452	149.7	159.9	136.7	147.5	13.0	12.4

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上)  
(大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数 (総合)22年=100		鉱工業生産指数 (季調済)22年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率 (季節調整値)		月間有効求人倍率 (季節調整値)		全 国	大分市	全 国	大分県	全 国	大分市
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分市	全 国	大分県	全 国	大分市
23年平均	1.05	1.03	0.65	0.66	99.7	99.7	97.2	100.5	308,838	320,368
24年平均	1.28	1.14	0.80	0.73	99.7	99.9	97.8	99.9	313,874	341,719
25年平均	1.46	1.21	0.93	0.78	100.0	100.1	97.0	97.3	319,170	342,834
26年 9月	1.68	1.37	1.10	0.93	103.9	104.2	98.0	97.5	303,614	301,316
10月	1.69	1.52	1.10	0.94	103.6	103.9	98.4	95.2	316,154	345,502
11月	1.69	1.25	1.12	0.96	103.2	103.4	97.9	94.7	306,230	304,049
12月	1.77	1.36	1.14	0.94	103.3	103.3	98.7	96.7	357,772	331,714
27年 1月	1.77	1.62	1.14	0.97	103.1	103.1	102.4	101.1	320,674	339,518
2月	1.63	1.40	1.15	0.99	102.9	103.0	98.9	101.2	291,387	330,093
3月	1.72	1.60	1.15	1.04	103.3	103.6	98.1	106.2	351,974	351,038
4月	1.77	1.50	1.17	1.03	103.7	103.9	99.3	104.2	334,301	342,420
5月	1.78	1.50	1.19	1.07	104.0	104.7	97.2	105.7	317,317	284,276
6月	1.78	1.58	1.19	1.08	103.8	104.1	98.3	101.7	293,042	320,132
7月	1.83	1.44	1.21	1.05	103.7	104.2	97.5	98.7	314,788	277,458
8月	1.85	1.43	1.23	1.04	103.9	104.6	96.3	97.8	317,195	270,701
9月	1.86	1.64	1.24	1.06	103.9	104.7	97.4	95.0	298,733	262,785
10月	1.83	1.57	1.24	1.07	103.9	104.7	98.8	97.8	309,761	271,716

資料出所 厚生労働省 大分労働局 厚生労働省 大分労働局 総務省統計局「消費者物価指数」 経済産業省「鉱工業生産動向」 県統計調査課「鉱工業生産指数月報」 総務省統計局「家計調査」

(注) 一般職業紹介状況の月次は季節調整値(平成25年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)

# 平成27年労働組合基礎調査

平成27年6月30日現在  
大分県労政福祉課

厚生労働省では全国の労働組合の組織状況を明らかにするため、毎年6月30日現在で調査を行っています。平成27年の大分県の集計結果がまとまりましたのでお知らせします。

## 1 組合数 508組合（8組合減少）

平成26年7月1日～平成27年6月30日の間に、2組合が新設等をした一方で10組合が解散等をした結果、計8組合の減少となりました。

## 2 組合員数 79,178人（1,002人減少）

2組合の新設等により131人の増加、10組合の解散等により176人の減少となり、計45人の減少となりましたが、既設組合の組合員数の減少により、結果として前年に比べ1,002人の減少となりました。

## 3 推定組織率 16.7%（0.6ポイント減少）

県内の平成27年の組合員数は、79,178人と前年より1,002人の減少となったため、非単位組合員を含む推定組織率も16.7%と前年を0.6ポイント下回りました。

## 4 県内上部団体の状況

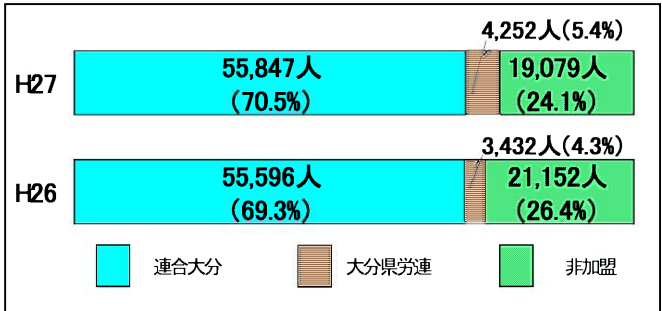
連合大分の組合員数は、前年より251人増加し、55,847人となりました。一方、大分県労連の組合員数は、前年より820人増加し、4,252人となりました。

### 最近5年間の組合員数と組織率の推移

	組合員数 (人)	組織率 (%)	全国推定組織率 (%)
H23	81,408	17.8	18.1※
H24	81,342	17.8	17.9
H25	80,513	17.5	17.7
H26	80,180	17.3	17.5
H27	79,178	16.7	17.4

※H23の全国推定組織率は、H24・4月に総務省統計局から公表された「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」のH23・6月の推計値及びその数値を用いた計算値。時系列比較の際は要注意。

### 県内上部団体の状況



調査結果の詳細は、県庁ホームページ「おいたの労働」の統計・調査のページでご覧いただけます。  
URLアドレス⇒ <http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei.html>

## 労委だより

大分県労働委員会事務局

TEL 097-506-5251

FAX 097-506-1788

平成27年11月～12月の概況

◎審査事件関係

種別	新規	10月から繰越	終結	1月へ繰越
不当労働行為事件	0	1	0	1
労働組合資格審査	2	1	2	1

◎調整事件関係

種別	新規	10月から繰越	終結	1月へ繰越
あっせん	0	0	0	0
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

◎個別労働関係紛争関係

種別	新規	10月から繰越	終結	1月へ繰越
あっせん	0	0	0	0

◎会議の開催状況

11月10日 第1575回定例総会	12月8日 第1577回定例総会
11月24日 第1576回定例総会	12月22日 第1578回定例総会

相談は無料です  
秘密は厳守いたします  
お気軽にご相談ください



- 賃金未払
- 労働条件
- 解雇
- パワハラ

☆ あっせん制度とは ☆ ”  
簡易・迅速・無料”

労働委員会の公益、労働者、使用者の三者で構成されたあっせん員が、双方の主張を聞いて、歩みよりによる解決をお手伝いします。

## 悩まず どんとこい労働相談

大分県労働委員会では、解雇、賃金未払い、労働条件などの労使間トラブルについて、電話、来所での相談を無料でお受けします。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

【労働委員会は、労使紛争を解決するための専門的な行政機関です。】

1 期間 平成28年2月1日(月)～2月7日(日)

2 受付時間 平日 9時～20時(来所の受付は18:30まで) 土・日 9時～17時(来所の受付は16:00まで)

※ 土・日曜日の来所の場合の出入り口は県庁舎本館裏玄関

3 相談の方法 (1)電話相談 097-536-3650(相談専用ダイヤル)

097-506-5251 097-506-5241

(2)来所相談 大分県労働委員会事務局

大分県労働委員会(県庁舎本館7階) 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号



## 県内の動き



### 大分市労政懇談会

— 連合大分大分地協 —

連合大分大分地域協議会（松尾竜二議長）は12月14日（月）、大分市全労済ソレイユで大分市労政懇談会を開催し、地協の役員・組合員と佐藤樹一郎大分市長、副市長ほか商工農政部職員が参加しました。

10月29日に大分市長へ要請していた「大分市2016年度当初予算編成」に関わる回答を受け、政策協議が行われたもので、繁義隆事務局長により重点9項目に係る地域経済の活性化、公正労働基準の確保とワークルールの確立、子育て支援の強化などについて協議が進められました。

参加者からは待機児童問題、経営指導員の小規模事業所に対する労務指導の在り方などについて意見が出されました。

### 平成 28 年新年互礼会

— 大分県経営者協会 —

1月5日（火）、レンブラントホテルで大分県経営者協会の「平成 28 年新年互礼会」が開催されました。互礼会には、経営者協会員のほか、来賓として広瀬勝貞大分県知事、大分労働局長（代理）、佐藤寛人連合大会長などが出席しました。



あいさつを行う幸重会長

大分県経営者協会の幸重綱二会長はあいさつの中で「地方においては未だ景気回復の実感が乏しく、賃金引上げは容易ではない。経営の実態と離れた賃金の引上げは、中小企業の経営を大きく圧迫し、雇用喪失にもつながりかねないので、私たちはしっかり足下を見つめながら誤りのない選択をしなければならない。来る春季労使交渉では、労使が自社の

置かれた状況において正しく認識を共有しながら、会社の成長に向けた諸課題について徹底的に議論をすべきだ」と述べました。

### 2016 新春懇談会

— 連合大分 —

1月7日（水）、大分市全労済ソレイユで連合大分の「2016 新春懇談会」が開催されました。懇談会には、広瀬勝貞大分県知事、佐藤樹一郎大分市長、大分労働局長（代理）、幸重綱二大分県経営者協会会長など多くの来賓の方も出席しました。



あいさつを行う佐藤会長

連合大分の佐藤寛人会長はあいさつの中で「これまで2年連続で2%を超える賃上げを実現してきた。一方で、企業間や規模間、雇用形態間で賃金の格差が拡大している事実がある。この事実を謙虚に受け止め、サプライチェーン全体の付加価値の向上と適正配分を求めていく取り組みを強化しなければならない。連合大分は、大分県下で働く労働者にとって頼られる存在になるためにも、一つ一つの取り組みを総がかりで進めることが必要と思う」と述べました。

### 過労死等防止対策推進シンポジウム

— 大分労働局 —

過労死等防止対策推進シンポジウム（大分会場）が1月17日（日）、ホルトホール大分で開かれました。厚生労働省の主催で全国で行われてきたものです。

シンポジウムでは、過労死問題の背景や先に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」について、過労死防止全国センター

の岩城稔事務局長から基調講演が行われました。



シンポジウムの様子

続いて、大分県厚生連鶴見病院の加賀明彦部長により、医学的に見た過労死のメカニズムについての講演がありました。

最後に、大阪過労死を考える家族の会に属する宮崎県の女性が、息子さんを過労死で失った体験談を涙ながらに語り、「事実を多くの人に伝え、愛する大切な家族を仕事の原因で亡くすことのない社会の実現を目指したい」と訴えました。

## 加入していますか？ 労働保険！

労働保険は、労災保険給付や失業給付、各種助成金等の事業を通じて、労働者の福祉の増進等を図ることを目的とした政府管掌の強制保険です。

労働時間が短いパートタイマー、契約社員、派遣労働者などでも、①1週間の所定労働時間が20時間以上、②31日以上続けて雇用される見込み、の条件を満たせば雇用保険の被保険者となります。

労働者を1人でも雇用している事業主は、個人・法人にかかわらず労働保険に加入する義務があります。

労働保険の加入手続きについては、大分労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所までお問い合わせください。

大分労働局総務部労働保険徴収室  
大分市東春日町17-20  
電話 097-536-7095

仕事や職場でのトラブル・悩みことなら

大分県 労政・相談情報センターの「労働110番」へ



労働相談  
専用ダイヤル 0120-601-540  
携帯・  
公衆電話からは 097-532-3040

非正規雇用相談専用  
ホットライン専用電話  
097-506-3351

大分県労政・相談情報センターでは、労働者・使用者を問わず、労働問題全般の相談を受け付けています。労働相談には次の①～③の3種類があります。各相談とも無料です。予約は不要、匿名での相談も可能です。

①通常労働相談(随時)

来所相談、電話相談どちらでもOK!

電話相談は上記電話番号へ

相談日:月～金 受付:8:30～17:15

※土・日・祝祭日、12/29～1/3はお休みです

〈夜間電話相談〉

毎月第三木曜日 17:00～19:00

◇県職員が直接相談を受けます

◇秘密厳守

◇場所: 県庁本館 7階

労政福祉課 労働相談室

②巡回特別労働相談

- ◇毎月1回、県内を巡回して開催
- ◇弁護士、社会保険労務士等が、相談をお受けします
- ◇当日来所いただけない場合は電話相談(上記電話番号)もできます

◆2月26日(金) 別府会場

〈場所〉別府 ニューライフプラザ  
2階 第2セミナー室

〈受付〉13:15～16:15

◆3月18日(金) 大分会場

〈場所〉ホルトホール大分  
4階 408会議室

〈受付〉13:15～16:15

③労働なんでも相談

- ◇毎月1回、県内を巡回して開催
- ◇県職員が相談をお受けします
- ◇当日来所いただけない場合は電話相談(上記電話番号)もできます

◆2月10日(水)・由布会場

〈場所〉由布市役所 庄内庁舎  
1階 相談コーナー

〈受付〉11:00～15:00

◆3月15日(火)～17日(木)

・「解雇・雇い止め・退職勧奨・内定取消 集中労働相談会」

〈場所〉県庁本館7階 労政福祉課

〈受付〉3日とも 8:30～19:00

大分県 労政・相談情報センターが運営する携帯サイトのご案内

労政・相談情報センターでは県庁ホームページ内に携帯サイト「大分県庁労働相談 @mobile」を設けています。この携帯サイトでは「巡回特別労働相談等の開催日程」や「ワークルール・ミニ知識」「最低賃金」などの情報を掲載していますのでご利用ください。

携帯サイトへのアクセスは右のQRコードを利用されるか、下記アドレスを入力してください。



【アドレス】 <http://www.pref.oita.lg.jp/mobile/soshiki/14530/oitarodo.html>

大分県労政福祉課 出前講座のご案内

大分県労政福祉課では、ワークルールの基礎知識の提供と労働相談窓口の紹介を目的として以下①～③の出前講座を通年で実施しています。経費は無料です。ぜひご利用ください。

- ①学生(高校生以上)向け出前講座
- ②労働者向け出前講座
- ③経営者・労務担当者向け出前講座

お申し込みは常時受け付けています

- ・実施日時や内容はご希望に沿います
- ・講師は労政福祉課職員が出向きます
- ・資料は労政福祉課で全て用意します
- ・講師及び資料に係る経費は無料です

【お申し込み・お問い合わせ先】

大分県労政福祉課労働相談・啓発班  
TEL: 097-506-3353  
FAX: 097-506-1827

県庁ホームページ内に出前講座の案内ページ(下記アドレス)を用意しています。労働関係系パンフレット「これだけは知っておこう ポイント労働法」や「高校生が知っておきたいワークルールの基礎知識」など数冊がダウンロードできます。ぜひご利用ください。

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodokyoiku-0201.html>

「労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

大分県商工労働部労政福祉課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1  
TEL. 097-506-3354 FAX. 097-506-1827  
E-mail: a14530@pref.oita.lg.jp



Web労働おいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodooita-0000.html>

おいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>